

大阪市西成区役所

清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

令和8年1月
大阪市西成区役所

1	募集対象物件	1
2	応募資格要件	1
3	自動販売機の設置条件等	3
4	応募手続	4
5	価格提案及び審査	5
6	設置予定事業者の決定の取消し	7
7	使用許可申請の手続	7
8	設置予定事業者が決まらなかった物件の使用許可	8
9	その他	8
10	募集に関する問い合わせ先	9
	事業の進め方	10

応募申込書・誓約書・質疑書・価格提案書・委任状

大阪市西成区役所
清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市西成区役所（以下「本市」という。）が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料（予定価格） (月額・税抜) ※
①	西成区岸里1丁目5番20号	西成区役所庁舎 1階	2台	37,035円
②	西成区岸里1丁目5番20号	西成区役所庁舎 4階	1台	21,673円
③	西成区岸里1丁目5番20号	西成区役所庁舎 6階	1台	9,667円

※1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。

※2 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

※3 物件番号①の最低使用料（税抜き）については、2台合計分を提示しているため、応募価格についても、2台合計分の月額使用料（税抜き）を表示してください。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有しない者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由

なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者

- (9) 本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから 1 年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条

条例第 2 条第 3 号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
- イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
- エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可条件

ア 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

- ・使用許可期間満了の30日前までに、書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。
- ・更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和13年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※ 本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。

また、使用許可書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ 使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

エ 保証金

設置事業者に決定し使用許可する際には、使用料の3月分（消費税等を加算したもの）を保証金として納付していただきます。ただし、使用料全額を一括前納したときは保証金を免除します。

オ その他必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とします。

なお、電気料金の算定については次のとおりとします。

$$\text{電気料金} = \frac{\text{自動販売機の年間消費電力量}}{\text{施設全体の年間使用電力量}} \times \text{施設全体の電気料金}$$

※1円未満の端数は四捨五入します。

(2) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

イ 2-(4)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

ウ 自動販売機を第三者に使用させてはならない。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

オ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）とすること。

カ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようすること。
- オ 自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機に関する問い合わせ及び故障等に起因するトラブル等については、設置事業者の責任において対応すること。

(4) 原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の原状に回復してください。

(5) その他

- ア 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります、その場合は協力する義務があります。
また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。
- イ 必要に応じて、許可期間内の各自動販売機の月別の売上本数及び売上金額を本市へ報告していただくことがあります。なお、報告いただいた事項の公表については、あらかじめ同意しているものとします。

4 応募手続

(1) 応募受付期間

令和8年1月27日（火曜日）～令和8年2月12日（金曜日）

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

※申込受付期間外においては、理由の如何を問わず受付はできません。

(2) 応募受付場所

大阪市西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所7階）

大阪市西成区役所総務課

(3) 応募に必要な書類

- ア 応募申込書（本市所定様式）
 - イ 誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）
- ※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

- ウ <個人>印鑑登録証明書
<法人>印鑑証明書
- エ <個人>住民票の写し
<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）
- オ 2-(4)にかかる許認可等を受けていることを証する書類
 - ※ ウエについては、**発行後3か月以内**のものに限ります。
 - ※ 本市が応募の受付に際し取得する個人情報は、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。
 - ※ 提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 応募の手続

- 受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、インターネット、電子メールによる受付は行いません。）
なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(5) 質問受付

本募集要項に関する質問については、別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

- ア 質問受付期限 令和8年2月3日（火曜日）午後2時まで
- イ 電子メール送信先 tx0001@city.osaka.lg.jp 大阪市西成区役所総務課
- ウ 質問回答予定 令和8年2月6日（金曜日）に大阪市ホームページ「産業・ビジネス>公売・市有財産の売払・貸付・使用許可>市有財産の使用許可の公募>事業者募集案件>自動販売機」に掲載します。
(ただし、質問がない場合は掲載しません。)

(6) 応募にあたっての留意事項

- ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。
- イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ウ 提出された応募申込書の内容が「3 自動販売機の設置条件等」(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。
- エ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。
通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

5 価格提案及び審査

(1) 価格提案及び審査の日時

価格提案日 令和8年2月18日（水曜日）

- ※ 午前10時30分から午前11時までを価格提案書の提出時間とし、午前11時から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番20号

大阪市西成区役所 4 階 4 – 6 会議室

(3) 当日持参するもの

ア 価格提案書

※ 不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ 委任状（代理人により応募しようとする場合）

ウ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者欄」に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。

ウ 1 事業者で複数の物件の価格提案を行うことができます。1 物件につき 1 枚の価格提案書を投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、物件番号ごとの月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）がないもの。

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。

オ 同一物件について応募者又はその代理人が 2 以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

- キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもって有効な価格提案をした者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の使用予定事業者名及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

また、全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者のみ）」を本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めると災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。
- イ 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ウ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

7 使用許可申請の手続

- (1) 使用予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続について引き続き説明を行います。
- (2) 令和8年3月2日（月曜日）までに、応募申込書に記載された名義で、「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

8 設置予定事業者が決まらなかった物件の使用許可

(1) 先着順による申込み受付

令和8年2月19日（木曜日）午前9時30分から、先着順で受け付けます。

なお、先着順による使用許可については、申請資格は前記「2 応募資格要件」と同様とし、使用許可にあたっての条件等も前記「3 自動販売機の設置条件等」と同様とします。

使用許可期間について、始期は、原則として「行政財産使用許可申請書」提出の翌日から起算して40日以内で本市が指定した日とし、終期は前記「3 自動販売機の設置条件等」と同様とします。使用許可期間の更新は、価格提案による公募の場合と同様とします。

詳細については、本市ホームページ「産業・ビジネス>公売・市有財産の売払・貸付・使用許可>市有財産の使用許可の公募>事業者募集案件>自動販売機」をご覧いただきか、後記「10 募集に関する問い合わせ先」の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 先着順による申込み受付は、予告なしに中止する場合があります。

※ 使用料は最低使用料と同額とします。

(2) 申込受付期間

令和8年2月19日（木曜日）から令和8年2月27日（金曜日）まで

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

※ 受付開始時刻より早く受付場所に到着した場合でも、その到着時刻による先後は設けず、一律に受付開始時刻に到着したものとみなします。同時に複数の申込みがあった場合は、抽選により設置予定事業者を決定します。

(3) 申込みの手続

受付期間内に、前記4-(3)の応募必要書類を、下記受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、インターネット、電子メールによる受付は行いません。）

＜受付場所＞

大阪市西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所7階）

大阪市西成区役所総務課

※ なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

※ 同一物件に2以上の申込みをすることはできません。法人の代表者及び個人が同一名義の場合（複数の法人の代表者を兼務している場合を含む）、また、同一人物が複数の法人及び個人の代理人を務めている場合は申込みを無効とします。

(4) 使用許可申請の手続

申込受付後、応募申込書に記載した名義で行政財産使用許可申請書を提出してください。

指定された期日までに申請がない場合は、設置予定事業者の資格を取り消します。

9 その他

(1) 使用許可の申請手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

- (2) 本募集に係る本市への提出書類（許可申請書類を含む。）については、一切返却しません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

10 募集に関する問い合わせ先

大阪市西成区役所総務課

大阪市西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所7階）

電話（06）6659-9683

事業の進め方

